栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策の進捗状況について

令和７年９月９日
環　　境　　省

環境省では、栃木県において関係市町及び県と連携して農家保管の指定廃棄物の暫定集約に向けて取り組んでいるところです。

矢板市内の６農家５箇所の敷地で保管いただいておりました農業系指定廃棄物について、民有地１箇所に暫定集約を行うとともに、放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰したものについて、指定取消しの手続きを経て処分を行うこととなりました。

栃木県内の他の関係市町及び栃木県とも引き続き連携を図りながら暫定集約をはじめとする指定廃棄物の処理に向けた取組を進めてまいります。

注　農家敷地で保管いただいていた農業系指定廃棄物の量　：約 15.9 トン
このうち
民有地１箇所に暫定集約する量　：約 6.7 トン
8,000Bq/kg以下に減衰し指定取消し・処分する量　：約 9.2 トン

以上